

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成31年 4 月 9 日提出
【発行者名】	フィデリティ投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 デレック・ヤング
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木七丁目 7 番 7 号
【事務連絡者氏名】	照沼 加奈子
【電話番号】	03 - 4560 - 6000
【届出の対象とした募集 （売出）内国投資信託受益 証券に係るファンドの名 称】	フィデリティ・世界分散・ファンド（債券重視型） フィデリティ・世界分散・ファンド（株式重視型）
【届出の対象とした募集 （売出）内国投資信託受益 証券の金額】	各ファンドにつき 1 兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成31年2月7日付で提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、今後の投資行動を鑑み、投資対象とする「フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド」投資信託約款の付表に記載している「別に定める投資信託証券」に投資対象ファンド1銘柄を追加するため、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針（1）投資方針、（2）投資対象」、および「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（3）信託報酬等」において所要の内容を追加・更新を行い、併せて変更後の投資信託約款を添付書類とするため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

_____の部分は訂正部分を示します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

2【投資方針】

（1）【投資方針】

<訂正前>

（略）

運用方針

（略）

(a) フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド

（略）

* 1 フィデリティ・ワールド債券・マザーファンドのファンド・ユニバースは、2019年2月8日現在以下の通りです。

- フィデリティ・ファンズ・コア・ユーロ・ボンド・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）――¹
- フィデリティ・ファンズ・ユーロ・ボンド・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）――²

（略）

- フィデリティ・ストラテジック・ボンド・ファンド（英国籍証券投資法人）――¹
- フィデリティ・インスティテューショナル・UK・アグリゲート・ボンド・ファンド（英国籍証券投資法人）――²

（略）

1 2019年2月13日付けで除外される予定です。

2 2019年2月13日付けで追加される予定です。

(b) フィデリティ・ワールド株式・マザーファンド

（略）

* 2 フィデリティ・ワールド株式・マザーファンドのファンド・ユニバースは、2019年2月8日現在以下の通りです。

（略）

<訂正後>

（略）

運用方針

（略）

(a) フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド

（略）

* 1 フィデリティ・ワールド債券・マザーファンドのファンド・ユニバースは、2019年4月10日現在以下の通りです。

- フィデリティ・ファンズ - コア・ユーロ・ボンド・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
- フィデリティ・ファンズ - ユーロ・ボンド・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）

（略）

- フィデリティ・インスティテューショナル・UK・アグリゲート・ボンド・ファンド（英国籍証券投資法人）

（略）

(b) フィデリティ・ワールド株式・マザーファンド

（略）

* 2 フィデリティ・ワールド株式・マザーファンドのファンド・ユニバースは、2019年4月10日現在以下の通りです。

（略）

（２）【投資対象】

<訂正前>

（略）

ファンド・ユニバースの概要（2019年2月8日現在）

（略）

ファンド名	フィデリティ・ファンズ - コア・ユーロ・ボンド・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）／ユーロ建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（パミュダ）
投資目的	主としてユーロ建ての債券に投資を行ないます。
費用	管理報酬：0.30％ ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

2019年2月13日付けで除外される予定です。

ファンド名	フィデリティ・ファンズ - ユーロ・ボンド・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）／ユーロ建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（パミュダ）
投資目的	主としてユーロ建ての債券に投資を行ないます。
費用	管理報酬：0.75％ ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

申込手数料	なし
-------	----

注）管理報酬は0.75%となっていますが、代行手数料相当分である0.375%については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

2019年2月13日付けで追加される予定です。

（略）

ファンド名	フィデリティ・ストラテジック・ボンド・ファンド
設定形態	英国籍証券投資法人／英ボンド建て
関係法人	投資運用会社：FILインベストメント・サービスズ（英国）・リミテッド
投資目的	主として英ボンド建て、もしくは英ボンドに為替ヘッジされた債券に投資し、相対的に高いインカムの確保と元本の成長を目指します。
費用	管理報酬：1.00% ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.00%となっていますが、代行手数料相当分である0.50%については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

2019年2月13日付けで除外される予定です。

ファンド名	フィデリティ・インスティテューショナル・UK・アグリゲート・ボンド・ファンド
設定形態	英国籍証券投資法人／英ボンド建て
関係法人	投資運用会社：FILインベストメント・サービスズ（英国）・リミテッド
投資目的	主として英国国債および非英国国債に投資し、インカムの確保と元本の成長を目指します。
費用	管理報酬：0.35% ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

2019年2月13日付けで追加される予定です。

（略）

<訂正後>

（略）

ファンド・ユニバースの概要（2019年4月10日現在）

（略）

ファンド名	フィデリティ・ファンズ・コア・ユーロ・ボンド・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）／ユーロ建て

関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主としてユーロ建ての債券に投資を行ないます。
費用	管理報酬：0.30％ - その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 - その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

ファンド名	フィデリティ・ファンズ - ユーロ・ボンド・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）／ユーロ建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主としてユーロ建ての債券に投資を行ないます。
費用	管理報酬：0.75％ - その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 - その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は0.75%となっていますが、代行手数料相当分である0.375%については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

（略）

ファンド名	フィデリティ・インスティテューショナル・UK・アグリゲート・ボンド・ファンド
設定形態	英国籍証券投資法人／英ボンド建て
関係法人	投資運用会社：FILインベストメント・サービスズ（英国）・リミテッド
投資目的	主として英国国債および非英国国債に投資し、インカムの確保と元本の成長を目指します。
費用	管理報酬：0.35％ - その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 - その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

（略）

4【手数料等及び税金】

（３）【信託報酬等】

<訂正前>

（略）

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行なうファンドの募集・販売の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されます。

なお、投資対象ファンドにおいて、運用報酬等（債券重視型においては、年率0.45% ± 0.20%（税込）程度、株式重視型においては、年率0.50% ± 0.20%（税込）程度）が別途課されるため、債券重視型においては、合計で年率1.29% ± 0.20%（税込）程度、株式重視型においては、合計で年率1.34% ± 0.20%（税込）程度の信託報酬等を実質的に支弁する予定です。ただし、この実質的な信託報酬等は、2019年2月8日現在の投資対象ファンドに基づくものです。この値は、あくまでも目安であり、投資対象ファンドの変更や組入状況等により変動します。

（略）

<訂正後>

（略）

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行なうファンドの募集・販売の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されます。

なお、投資対象ファンドにおいて、運用報酬等（債券重視型においては、年率0.45% ± 0.20%（税込）程度、株式重視型においては、年率0.50% ± 0.20%（税込）程度）が別途課されるため、債券重視型においては、合計で年率1.29% ± 0.20%（税込）程度、株式重視型においては、合計で年率1.34% ± 0.20%（税込）程度の信託報酬等を実質的に支弁する予定です。ただし、この実質的な信託報酬等は、2019年4月10日現在の投資対象ファンドに基づくものです。この値は、あくまでも目安であり、投資対象ファンドの変更や組入状況等により変動します。

（略）